

病後児保育のしおり

～ケガや病気の回復期にあるお子さんをお預かりします～

実施施設 すみれ保育園（吉田町川尻791番地）

対象者 9ヶ月から就学前のお子さん

利用時間 午前8時15分から午後5時までの間

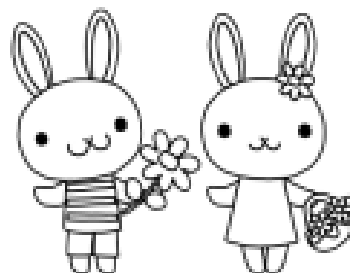
休業日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・希望保育期間

定員 1日につき2人（先着順・予約制）

料金 1回 1,000円（給食費は別途：1食240円）

問い合わせ先

- ・すみれ保育園 TEL 0548-32-1117
- ・吉田町役場社会福祉課 TEL 0548-33-2153



実施施設 吉田町立すみれ保育園 (TEL 0548-32-1117)

この事業は就学前までの子育て家庭の子育てと就労の両立支援を図るため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専用施設においてお預かりする事業です。

◎対象となるお子さんは・・・

就学前までのお子さんで次のいずれにも該当するお子さん

- ① ケガや病気の回復期にあるお子さん（医師の「**利用連絡票**」が必要）
- ② 保護者の勤務の都合、傷病、冠婚葬祭等やむを得ない理由により、家庭における保育が困難なお子さん

◎ケガ、病気の回復期とは・・・

次にかかげる傷病の回復期にあたるため、集団保育が困難なお子さんで、かつ医師により病後児保育の利用が可能であると判断されたお子さん

- ① 感冒、消化不良症（多病候性下痢）等の日常り患する疾患
- ② 麻しん、水痘瘡、風しん等の感染性疾患
- ③ ぜん息等の慢性疾患
- ④ 骨折等の外傷性疾患
- ⑤ その他①から④までに類する傷病



利用料 1回 1,000円(給食費別途240円)

(利用月の翌月10日までに納入通知書により納めてください。)

お知らせ

開設日 月曜日～金曜日
利用時間 午前8時15分から午後5時までの間
休業日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・希望保育期間
定員 1日につき2人（予約は**先着順**になります）

- 1 利用日までに**事前にすみれ保育園に利用予約を行ってください。**
- 2 かかりつけの医師の診察を受け、「傷病の回復期」であることの証明（利用連絡票）をもらってください。
- 3 医師からの証明書（利用連絡票）は、診察日から7日間有効です。また、**医師の「利用連絡票」の文書料は有料です。**
- 4 吉田町立保育園に通っているお子さんについては給食費はかかりません。

利用するにあたって

【申請書類】

吉田町役場ホームページからダウンロードもしくは役場社会福祉課・すみれ保育園にて書類をお渡しいたします。

①利用申込書兼同意書（様式第1号）**保護者記入**

②利用連絡票（様式第2号）**かかりつけ医師記入**

【持ち物】

① 夏期・・・午睡用バスタオル・敷布団

冬期・・・掛け敷き布団一式

② 着替え一式（服の上下、下着等）2～3組

③ 汚れ物入れの袋（スーパーの袋）

④ 手拭きタオル、コップ、おはし、スプーン

⑤ 3歳児以上は白米（お弁当箱にいれて）

アレルギー児童の除去食については、対応ができない場合があります。

（その場合はお弁当を持参してください。）

*食事はお子さんの状況によってご相談ください。

⑥ 水筒

⑦ 投薬が必要な場合は1回分の薬を袋にいれたもの

*「投薬連絡票」が必要です。

*水薬も1回分に分けて持参してください。

*オブラート、お薬ゼリー等を使用する場合、持参してください。

⑧ 利用するお子さんの保険証

⑨ 利用するお子さんのこども医療費受給者証

【乳児は以上の物に加えて下記の物を準備してください。】

・おむつ（汚物は持ち帰りになります。）

・食事用エプロンまたはスタイ3枚

・ミルク（1回ずつ飲む量に分けてください）

・哺乳瓶等（お子さんが水分補給できるもの）

【投薬について】

・園での投薬は医師処方之物に限ります。

・投薬連絡票（利用当日すみれ保育園にて記入してください）

・薬の情報提供書・1回分の薬を袋にいれて持参してください。

・薬は職員に手渡しをお願いします。

【お願い】

・予約した日をお休み・キャンセルする場合は**当日の朝8時までに必ずご連絡ください。無断キャンセルの場合は、次回からは利用不可となります。**

・保育中に症状が悪化した場合には、緊急連絡先へ連絡します。また、緊急を要するときはすみれ保育園において緊急搬送をします。

※ かかりつけ医の診療日等の都合により、お子さんのかかりつけ医以外の病院へ搬送する場合があります。



病後児保育事業利用の流れ

病後児保育を利用したい

病後児保育室へ予約の御連絡（すみれ保育園）

- 1 症状等を話していただき、利用希望日の空き状況を御確認ください。
 - 2 すみれ保育園または役場社会福祉課、もしくは役場ホームページから申請書類一式（様式第1号・様式第2号）を準備し、作成してください。
- ※ 様式第2号は傷病の回復期である旨を**かかりつけ医**に作成していただいでください。（病院により文書料は異なるので病院に御確認ください。）

病後児保育室の利用申請

申請書類（様式第1号・様式第2号）をすみれ保育園に提出してください。
投薬が必要な際は投薬連絡票も併せて御提出ください。

利用当日

- 1 利用希望時間前にすみれ保育園にお越しください。
- 2 看護師・保育士により簡単な問診、利用料のお支払方法の説明があります。
⇒**問診時の症状によって、利用をお断りする場合がございますので御了承ください。**
- 3 給食、おやつ等は病後児保育室において病状に合わせて準備します。
 - ・お申込み時の状況により給食の準備ができないことがあります。
 - ・ミルク、離乳食は保護者に用意していただきます。
 - ・アレルギー除去食については、対応できない場合があります。（その場合は弁当を御持参ください。）
 - ・午後5時までにお迎えに来てください。

・病状の悪化、頓服薬使用時は緊急連絡先へ連絡します。

申請書類の御説明

様式第1号 吉田町病後児保育事業利用申込書兼同意書

様式第2号 吉田町病後児保育事業利用連絡票

★各様式は下記 URL または役場ホームページの「申請書ダウンロード」ページにございます。

<http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/dl/default.asp>